

知床世界自然遺産地域科学委員会 エゾシカワーキンググループ設置要綱

(目 的)

第1条 知床半島におけるエゾシカの管理に関する検討を深めるため、知床世界自然遺産地域科学委員会・設置要綱第5条第3項に基づき、エゾシカワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床半島エゾシカ管理計画に基づく各種対策の実施・評価・見直しに関する事項
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組 織)

第3条 ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局長が委嘱する者の他、別紙に掲げる関係行政機関をもって組織する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

- 2 年齢が70歳を超えるものを委員として選任しない。

(議事等)

第5条 ワーキンググループは、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第6条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。
- 3 事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

令和5年6月19日一部改正

令和5年11月27日一部改正

(別紙)

○委 員（五十音順、敬称略）

飯島 勇人	（国研）森林研究・整備機構森林総合研究所	主任研究員	
伊吾田宏正	酪農学園大学	准教授	
石川 幸男	弘前大学	名誉教授	※座長
稲富 佳洋	（地独）北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所	主査	
宇野 裕之	東京農工大学大学院農学研究院自然環境保全学部門	特任教授	※座長代理
梶 光一	東京農工大学	名誉教授／兵庫県森林動物研究センター	所長
工藤 岳	北海道大学大学院地球環境科学研究院	准教授	
日浦 勉	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授	
松田 裕之	横浜国立大学総合学術高等研究院	上席特別教授	
山中 正実	（公財）知床財団	特別研究員	

○地元自治体

斜里町
羅臼町

○事務局

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道